

入退会規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人にっぽんコン(以下「本会」という)の定款第2章に基づき、本会への入退会に関する手続を定める。

(入会の手続き)

第2条 本会の会員になろうとする者は、本会の定款及び理事会が定める本規則に同意したうえで、定款第6条に定める入会申込書(入会フォーム)を書面もしくは電子的記録により作成し、承認を得なければならない。

(入会の許可及び会費等)

第3条 第2条による入会の申し込みをした者は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 本会に、定款第5条に定める会員を置く。

(1) 法人会員 当法人の事業に賛同して入会した法人又は団体

(2) 個人会員 当法人の事業に賛同して入会した個人

(3) 賛助会員 当法人の事業に賛同した法人又は団体及び個人

3 設立時社員総会において定める一口あたりの入会金は無料、年会費は、法人会員 33万円、個人会員 5万5千円、賛助会員 1万1千円とする。

(会員たる資格の取得)

第4条 会員として入会を希望した者は、理事会が定める入会申込書(入会フォーム)に記載の入会希望日が属する暦月の末日までに、本会が社員総会において定める入会金及び会費を納付しなければならない。かかる納付の確認後、入会希望日をもって会員たる資格を取得する。

(退会)

第5条 会員は、定款第8条に定める手続に従い、いつでも退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の予告は不要とする。

(除名)

第6条 会員は、定款第9条に定める手続に従い、除名されることがある。

(会員たる資格の喪失)

第7条 会員は、定款第10条のいずれかに該当し、又は総会決議により除名されたときは、会員たる資格を喪失する。

(会費等の返還)

第8条 退会又は除名により会員たる資格を喪失したものは、本会に対して既に支払った入会金、会費等一切の払い戻しを請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第9条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき、本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第10条 本規則の改正は理事会の決議による。

作成日:令和4年11月15日

令和5年4月15日改訂